

## 「監査役監査基準」及び「内部統制システムに係る監査の実施基準」の改正について（公開草案）

公益社団法人日本監査役協会は、監査法規委員会において、会社法及び法務省令の改正並びにコーポレートガバナンス・コード原案の公表などを踏まえて、「監査役監査基準」及び「内部統制システムに係る監査の実施基準」の見直しを進めてまいりました。今般、改正案の取りまとめを終えたため、その草案を公開して、広くご意見を募集致します。

改正案は当協会ホームページ（トップページ>ニュース [2015年4月28日]）

URL <http://www.kansa.or.jp/support/library/regulations/post-127.html>

をご参照の上、ダウンロードによって入手くださいますよう、お願い致します。

~~~~~

### 監査役監査基準の改正について

今回の改正は、昨年来の会社法及び関連法務省令の改正の内容及び本年3月5日に公表されたコーポレートガバナンス・コード原案（以下「コード原案」という）の内容を反映することが主な目的でしたが、今回の機会を捉え、利用される方々の利便性をより一層向上させるべく、本公開草案では各条項の行動規範としての意味合いを分類し、その意味合いに応じた語尾にできるだけ統一するよう努めました。新旧対照表に各レベルの意味合いを冒頭に記載するとともに各条項のレベルを各条項の末尾に記載しております（下記参照）。なお、各条項のレベル分けについては、監査役協会としての見解であり、公的機関の確認を得たものではありません。各社で自社のご事情を勘案して監査役監査基準の制定もしくは見直しを行っていただく際にご活用いただけたら幸甚に存じます。

| LV | 事項                                                                   | 語尾                                                                                     |
|----|----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 法定事項                                                                 | 原則「ねばならない」、「できない」に統一する。ただし、法令の文言を勘案する場合もある。                                            |
| 2  | 不遵守があった場合に善管注意義務違反となる蓋然性が相当程度ある事項                                    | 原則「ねばならない」に統一する。                                                                       |
| 3  | 不遵守が直ちに善管注意義務違反となるわけではないが、不遵守の態様によっては善管注意義務違反を問われることがあり得る事項          | 原則「する」に統一する（「行う」等を含む）。                                                                 |
| 4  | 努力義務事項、望ましい事項、行動規範ではあるが上記1～3に該当しない事項（検討・考慮すべきものの具体的な行動指針は示されていない事項等） | 状況に応じて文言を選択する。<br>なお、努力義務事項については、「努める」に統一するほか、行動規範ではあるが上記1～3に該当しない事項は、原則「～ものとする」に統一する。 |
| 5  | 権利の確認等上記1～4に当てはまらない事項                                                | 状況に応じて文言を選択する。                                                                         |

また、

1. コード原案の内容については、コード原則には、「監査役に直接求められる原則」だけでなく、「経営陣や取締役会に向けた原則」においても、監査役が監査を行う上で勘案することが求められる原則もあり、監査役監査基準に反映することが望ましいと言えます。その一方で、コード原案は会社法等の法令とは異なり、法的拘束力を有する規範ではなく、原則の趣旨を理解したうえで、各社の置かれた状況に応じて、実効的なコーポレートガバナンスの実現に取り組むことが期待（「プリンシップルベース・アプローチ」（原則主義））されているもので、各社の事情により補充原則を含む個々の原則を実施しないと判断しても、その事情と対応策を説明（「コンプライ・オア・エクスプレイン」）することにより、最終的な評価は市場に委ねるとの手法を採用しています。したがいまして、コード原則にある補充原則を含めた各原則を、会社法等法令の定めのように、行動規範として一律に遵守すべきものとすることは適切ではなく、基準への落とし込み方に工夫を凝らすとともに、今回新たに設けた備考欄で補足的な説明を加えました。特に改正案第2章において、監査役の職責と心構えにおいて、コード原案の基本原則2、原則4-4等を踏まえ、その内容を拡充したこと、並びに改正案第4章において、コード原案の基本原則4、5を反映し、監督機能の一翼を担う監査役の役割、コード原案適用企業における監査役の対応、株主等との建設的な対話について規定したことは、新たな監査役像を示すための試みと言えます。
2. 会社法及び関連法務省令の改正の反映についても、備考欄で反映した条文を示していますので、参考にしていただけすると幸甚に存じます。なお、主な改正点は次のとおりです。
  - ・会計監査人の選解任等の議案の内容の決定権が監査役に付与されたことへの対応。（改正案第36条）
  - ・業務の適正を確保するための体制について、会社法施行規則において、体制の内容として例示される事項が拡大されたことへの対応。（改正案第19条～第22条）
  - ・その他、支配権の異動を伴う募集株式の発行等における株主への通知に際しての監査役の意見表明や多重代表訴訟制度への対応。（改正案第51条、第57条等）
3. その他、公用文における用語法を参考に送りがな等字句の修正を行ないました。

#### 内部統制システムに係る監査の実施基準の改正について

本基準は、内部統制システムの監査を実施するに際しての細部を定めたもので、技術的または手続的な規定が主であり、今回の改正では会社法及び関連法務省令の改正が反映されています。主な改正点は、次のとおりです。

- ・業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の運用状況の概要が事業報告の開示事項となつたことを踏まえての対応。（改正案第5条～第8条等）
- ・内部統制システムとして、監査費用の項目が追加されたことへの対応。（改正案第18条）

~~~~~

本公開草案にご意見がございましたら、5月20日（水）17時までに電子メールにより文書でご提出頂きますようよろしくお願ひ致します。

また、頂きましたご意見については、直接回答することはないことをあらかじめご了承くださいますようお願ひ致します。

今後、頂きましたご意見を踏まえ、監査法規委員会を中心に再度検討を行い、平成27年7月下旬頃（予定）を目途に、確定版を公表する予定です。

【お問い合わせ先】

（公社）日本監査役協会本部事務局 企画部企画課

Tel: 03-5219-6125

E-mail: [goiken@kansa.or.jp](mailto:goiken@kansa.or.jp)